第57期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

個別注記表

連結注記表

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

株式会社 長野銀行

「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第17条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　10年～50年

その他　　２年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（4）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（5）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は778百万円、延滞債権額は18,005百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,460百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,244百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,959百万円であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	2百万円
有価証券	15,543百万円
担保資産に対応する債務	
預金	627百万円
借用金	1,517百万円
その他負債	217百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及び有価証券14,536百万円を差し入れております。

子会社の借入金等の担保は該当ありません。

また、その他の資産には、保証金172百万円が含まれております。

7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、58,630百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものが45,930百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．有形固定資産の減価償却累計額　10,945百万円
9．有形固定資産の圧縮記帳額　564百万円
10．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は705百万円であります。
11．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
19百万円
12．関係会社に対する金銭債権総額　7,525百万円
13．関係会社に対する金銭債務総額　1,115百万円

（損益計算書関係）
1．関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額　152百万円
役務取引等に係る収益総額　20百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額　0百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額　10百万円
役務取引等に係る費用総額　121百万円
その他の取引に係る費用総額　139百万円
2．営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額３百万円を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗２か所	土地、建物及び動産	3百万円
			（うち土地　0百万円）
			（うち建物　2百万円）
			（うち動産　0百万円）

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。
なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、当行の担保評価基準にて合理的に算定しております。
3．関連当事者との取引については、以下のとおりであります。
⑴　子会社・子法人等及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	長野カード株式会社（注）	所有 直接　95.0% 間接　0.0%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	6,801	－	－
				債務保証履行に伴う代位弁済	56	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）　長野カード株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部ローンについては当行より支払っており、当行の支払額は121百万円であります。なお、取引条件については、商品ごとに信用リスク等を勘案し決定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,589	537	136	2,990	（注）1、2

（注）1　増加の原因は、自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）による買付け及び単元未満株式の買取りによるものであります。

2　減少の原因は、新株予約権の権利行使による処分及び買増制度による単元未満株式の処分によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

該当ありません。

2．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	5,479	5,703	224
	その他	－	－	－
	小　計	5,479	5,703	224
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	300	298	△ 1
	その他	4,000	3,863	△ 136
	小　計	4,300	4,161	△ 138
合　計		9,779	9,865	86

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成28年３月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	958
関連法人等株式	－
合　計	958

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,422	7,691	4,730
	債券	299,070	284,163	14,907
	国債	120,193	112,059	8,134
	地方債	61,737	58,617	3,119
	社債	117,139	113,486	3,652
	その他	57,688	52,680	5,007
	小計	369,181	344,535	24,646
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,498	1,697	△ 198
	債券	3,044	3,197	△ 152
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	3,044	3,197	△ 152
	その他	25,109	25,773	△ 664
	小計	29,652	30,667	△ 1,015
合計		398,833	375,202	23,630

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	972
その他の証券	60
合　計	1,032

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
該当ありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	381	37	－
債券	4,548	563	25
国債	4,523	563	－
地方債	1	－	－
社債	23	－	25
その他	597	178	－
合　計	5,526	779	25

7．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、４百万円（うち株式４百万円）であります。
時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対して50%程度以上下落した場合としております。また、時価が取得原価に対し、30%以上50%未満下落した場合は、過去一定期間において時価が簿価あるいは評価損率が30%未満の水準まで達しない場合、時価が「著しく下落した」と判断し、時価の回復可能性の判定を行ったうえで、回復の可能性が認められない場合には、減損処理を行うものとしております。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,586百万円
退職給付引当金	123
減価償却費	121
有価証券評価損	313
子会社株式	70
税務上の繰越欠損金	129
リース債務	225
その他	473
繰延税金資産小計	4,044
評価性引当額	△ 2,607
繰延税金資産合計	1,436
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 7,085
前払年金費用	△ 160
リース資産	△ 223
その他	△ 5
繰延税金負債合計	△ 7,475
繰延税金負債の純額	△ 6,038百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06％から、平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.45％となります。この税率変更により、繰延税金負債は3億25百万円減少し、その他有価証券評価差額金は3億74百万円増加し、法人税等調整額は49百万円増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	634円66銭
１株当たりの当期純利益金額	24円98銭

（重要な後発事象）

当行は、平成28年4月26日開催の取締役会において、平成28年６月24日開催予定の第57期定時株主総会において必要な承認が得られることを条件に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議いたしました。その内容については以下のとおりであります。

1．株式併合

（1）株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊

重して、当行株式の売買単位である単元株式数を変更（1,000株から100株に変更）し対応することとし、一方で、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とすることを目的に、株式併合（10株を１株に併合）を実施するものであります。

（２）株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式、Ａ種優先株式

② 併合の方法・比率

平成28年10月１日をもって、平成28年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき１株の割合で併合いたします。

③ 減少する株式数（普通株式）

株式併合前の発行済株式総数（平成28年３月31日現在）	92,578,366株
株式併合により減少する株式数	83,320,530株
株式併合後の発行済株式総数	9,257,836株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式数に株式併合の割合を乗じた理論値です。なお、現在、Ａ種優先株式の発行はございません。

④ 株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の１に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式１株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

（３）１株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、１株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（４）新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当行発行の株式の新株予約権の１株当たりの権利行使価額を、平成28年10月１日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成21年６月26日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成22年６月24日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成23年６月24日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成24年６月28日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成25年６月26日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成26年６月26日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成27年６月25日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円

（5）第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

本株式併合に伴い、当行が発行した120％コールオプション条項付第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の転換価額を、平成28年10月１日以降、次のとおり調整いたします。

銘　柄	調整前転換価額	調整後転換価額
株式会社長野銀行 120％コールオプション条項付 第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	196円	1,960円

（6）株式併合の条件

平成28年６月24日開催予定の第57期定時株主総会において、本株式併合に係る議案および下記「３．定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

２．単元株式数の変更

（1）単元株式の変更の理由

上記「１．株式併合（１）株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

（2）単元株式数変更の内容

普通株式およびＡ種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（3）変更日

平成28年10月１日

（4）単元株式数の変更の条件

平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会において、上記「１．株式併合」に関する議案および下記「３．定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

３．定款の一部変更

（1）単元株式数の変更

平成28年10月1日をもって、当行の全ての種類の株式（普通株式及びＡ種優先株式）の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（2）発行可能株式総数・発行可能種類株式総数

平成28年10月1日をもって、当行の発行可能株式総数を３億株から3,000万株、普通株式の発行可能種類株式総数を３億株から3,000万株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数を１億株から1,000万株に変更いたします。

（3）定款の一部変更の条件

平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会において、上記「１．株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とします。

4．株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年４月26日
定時株主総会決議日	平成28年６月24日（予定）
1,000株単位での売買最終日	平成28年９月27日（予定）
100株単位での売買開始日	平成28年９月28日（予定）
株式併合の効力発生日	平成28年10月１日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年10月１日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成28年10月１日（予定）

5．当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の当事業年度における１株当たり情報は以下のとおりであります。

１株当たりの純資産額	6,346円66銭
１株当たりの当期純利益金額	249円81銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結の範囲に関する事項

（1） 連結される子会社及び子法人等　　２社

長野カード株式会社

株式会社ながぎんリース

なお、株式会社長野ビーエスは、清算結了により除外しております。

（2） 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　２社

４．開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　10年～50年

その他　　２年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

⑶　リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5．貸倒引当金の計上基準

当行及び連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　平成24年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

6．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9．偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

10．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、当行の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）

⑴　概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

⑵　適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年４月１日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

⑶　当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は822百万円、延滞債権額は18,247百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,460百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,530百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,959百万円であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	2百万円
有価証券	15,543百万円
リース債権及びリース投資資産	2,456百万円
担保資産に対応する債務	
預金	627百万円
借用金	2,531百万円
その他負債	217百万円

上記のほか、当座借越契約及び内国為替決済等の取引の担保として、預け金500百万円及び有価証券14,536百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金172百万円が含まれております。

7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,473百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが44,387百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情

勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．有形固定資産の減価償却累計額　11,202百万円

9．有形固定資産の圧縮記帳額　564百万円

10．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は705百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、貸出金償却10百万円、株式等償却４百万円及び債権売却損68百万円を含んでおります。

2．営業キャッシュ・フローの低下等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額３百万円を減損損失として計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
長野県内	事業用店舗２か所	土地、建物及び動産	3百万円
			（うち土地　0百万円）
			（うち建物　2百万円）
			（うち動産　0百万円）

事業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位（ただし、同一建物内で複数店舗が営業している場合は、一体とみなす。）でグルーピングを行っております。また、連結される子会社については、主として各社を１つの資産グループとしております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、当行の担保評価基準にて合理的に算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	92,425	153	－	92,578	（注）1
合計	92,425	153	－	92,578	
自己株式					
普通株式	2,589	537	136	2,990	
合計	2,589	537	136	2,990	（注）2、3

（注）1　普通株式の発行済株式数増加の原因は、新株予約権付社債の権利行使によるものであります。
2　自己株式の株式数増加の原因は、自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－3）による買付け及び単元未満株式の買取りによるものであります。
3　自己株式の株式数減少の原因は、新株予約権の権利行使による処分及び買増制度による単元未満株式の処分によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	－					118	
合計		－					118	

3．配当に関する事項

⑴　当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日定時株主総会	普通株式	269百万円	3円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年11月13日取締役会	普通株式	225百万円	2円50銭	平成27年9月30日	平成27年12月7日
合計		494百万円			

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成28年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　配当金の総額　268百万円
②　1株当たりの配当額　3円00銭
③　基準日　平成28年3月31日

④　効力発生日　　平成28年６月27日

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、為替業務及び有価証券投資などの銀行業務を中心とした金融サービス業務を行っております。公共性の高いこれらの銀行業務を行うにあたり、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たすこと」、「地域の銀行として地域密着型金融の機能強化を図りお客様の期待に応えること」、「収益力の強化・リスク管理の徹底・業務の効率化に努め財務体質の強化を図ること」などを経営の基本方針に掲げております。

当行グループの金融資産及び金融負債には、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）、流動性リスク等があります。

当行グループは、貸出金（資産）の健全性を維持・向上させ、適正な収益の確保を図るため、適切な信用リスク管理に努めております。また、金融経済環境の変化により発生する市場リスク、流動性リスクを回避し、収益の安定的な確保を図るため、資産及び負債を総合的に管理（ＡＬＭ）しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、貸出金及び有価証券であります。当行グループの貸出金は、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し損害を被る信用リスクに晒されています。当行グループの貸出金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先に対する貸出金であり、当連結会計年度の連結決算日現在における貸出金のうち93％は長野県内での貸出金であります。このため、当行グループが主たる営業基盤としている長野県の景気動向によっては、信用リスクが高まる可能性があります。また、業種別貸出状況では、各種サービス業、製造業、卸・小売業に対する貸出金の構成比が比較的高く、それらの業種の経営環境等に変化が生じた場合には、信用リスクが高まる可能性があります。

当行グループの保有する有価証券は、債券、株式、外国債券及び投資信託などであり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的などで保有しております。これらの有価証券は、発行体の信用リスク及び市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等）に晒されています。

当行グループが保有する主な金融負債は、預金であります。当行グループの預金は、主として長野県内の法人及び個人の取引先からの預金であり、当連結会計年度の連結決算日現在における預金のうち98％は長野県内での預金であります。預金は、金利リスク及び流動性リスク（資金繰りリスク）に晒されています。

当行が発行している社債は、固定金利で社債発行を行っており、金利リスクに晒されています。また、当行の財務状況の悪化や市場の混乱等により必要な資金を確保できない可能性や、通常よりも著しく不利な条件による取引で損失を被る可能性のある流動性リスクに晒されています。

当行グループが利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、金利関連では金利スワップ取引であります。当行グループは、外貨建債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を行っており、また、固定金利の貸出金等について将来の市場金利の変動による影響を一定の範囲に限定する目的で、金利スワップ取引を行っております。なお、金利スワップ取引については、デリバティブ取引を利用して、貸出金利息等をヘッジ対象とするヘッジ取引を行っておりますが、このヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っており、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。当行グループが利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動によって発生する市場リスクや、契約相手先に対する信用リスクを内包しています。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程等に基づき信用リスクを管理しております。信用リスク管理の体制については次のとおりです。

イ　信用リスクに関する事項を協議するため、信用リスク委員会を設置し、信用リスク委員会規程に基づき信用リスク委員会を運営しております。

ロ　信用リスク管理の担当部署を融資統括部及び証券国際部とし、管理部門を融資統括部としております。

ハ　信用リスクを適切に管理するため、営業推進部門と信用リスク管理部門を分離するほか、与信監査部門による与信管理状況の監査を実施して、相互牽制機能を確保する体制としております。

ニ　貸出金等の信用供与について、大口与信先管理、業種別与信管理、地域別与信管理の手法により、与信ポートフォリオ管理を行っており、与信ポートフォリオ管理について定期的に信用リスク委員会に報告しております。

ホ　信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らして適切な信用格付を実施しております。また、信用格付に基づいた、信用リスク計測モデルにより、定期的に信用リスク量を計測、把握し、ポートフォリオ管理等の信用リスク管理を実施しております。

ヘ　デリバティブ取引については、カウンターパーティリスクを軽減するために、一定以上の格付を持つ金融機関との取引としております。

②　市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき市場リスクを管理しております。市場リスク管理の体制については次のとおりです。

イ　市場リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためＡＬＭ委員会を設置し、毎月１回開催しております。

ロ　ＡＬＭ委員会では、金利及び為替予測に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（ＢＰＶ、ＶａＲ、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。

ハ　市場リスク管理の担当部署を証券国際部、営業統括部とし、管理部門を証券国際部としております。

ニ　市場リスクを適切に管理するため、市場リスク管理部門である証券国際部を、市場担当（フロントオフィス）、事務管理担当（バックオフィス）、市場リスク管理担当（部内ミドル）に職責を分離し、また総合企画部リスク管理課をミドルオフィスとして相互牽制機能を確保する体制としております。

ホ　市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針に基づき、当行の内部環境（リスク・プロファイル、限度額の使用状況等）や外部環境（経済、市場等）の状況に照らし、市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングし、取締役会等へ報告しております。

ヘ　デリバティブ取引については、その利用目的及び種類等をリスク管理規程に定め、また、取引限度額、取引手続き等を制定の上、当該取引を行っております。また、デリバティブ取引の契約は、ＡＬＭ委員会において策定された基本方針等に基づき行っており、その結果は、毎月行われるＡＬＭ委員会に報告することとしております。

③　流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等に基づき流動性リスクを管理しております。流動性リスク管理の体制については次のとおりです。

イ　流動性リスクを回避し、資産・負債を総合的に管理するためＡＬＭ委員会を設置し、毎月１回開催しております。

ロ　ＡＬＭ委員会では、資金の運用及び調達に関する事項、市場リスクと流動性リスクの評価とコントロールに関する事項（ＢＰＶ、ＶａＲ、ギャップ分析、シミュレーション分析等）、限度枠の設定・管理に関する事項等を付議しております。

ハ　流動性リスク管理の担当部署を総合企画部、証券国際部とし、管理部門を総合企画部としております。

ニ　流動性リスクを適切に管理するため、資金繰り管理部門を証券国際部、流動性リスク管理部門を総合企画部、リスク監査部門を監査部と明確に区分し、相互牽制機能を確保する体制としております。

ホ　流動性リスク管理部門は、流動性リスク管理方針に基づき、資金繰り管理部門からの報告、リスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、それらの動向について継続的にモニタリングを行い、取締役会等へ報告しております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金預け金	35,267	35,276	8
⑵ コールローン及び買入手形	44,000	44,000	－
⑶ 商品有価証券			
売買目的有価証券	－	－	－
⑷ 有価証券			
満期保有目的の債券	9,779	9,865	86
その他有価証券	398,833	398,833	－
⑸ 貸出金	586,614		
貸倒引当金（＊１）	△ 9,254		
	577,359	588,810	11,450
⑹ 外国為替	558	558	－
資産計	1,065,797	1,077,343	11,545
⑴ 預金	1,006,686	1,006,979	292
⑵ 譲渡性預金	－	－	－
⑶ 借用金	3,173	3,186	13
⑷ 社債	5,300	5,355	55
⑸ 新株予約権付社債	2,967	2,946	△ 20
負債計	1,018,127	1,018,468	341
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	0	0	－

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値等を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑵　コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑶　商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷　有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑸　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

⑹　外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

⑴　預金、及び⑵　譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ･フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑶　借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑷　社債、及び⑸　新株予約権付社債

当行の発行する社債及び新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産⑷その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式　（＊１）（＊２）	972
その他の証券　（＊３）	60
合計	1,032

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について４百万円減損処理を行っております。

（＊３）その他の証券のうち、組成財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難とみとめられるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	20,122	－	－	－	2,500
コールローン及び買入手形	44,000	－	－	－	－
有価証券					
満期保有目的の債券	52	170	190	－	9,366
その他有価証券のうち 満期があるもの	21,660	45,587	53,008	154,626	80,311
貸出金（*）	100,557	99,375	75,457	55,859	193,247
外国為替	558	－	－	－	－
合　計	186,951	145,132	128,656	210,486	285,424

（*）　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない19,070百万円（個別貸倒引当金控除前）、期間の定めのないもの43,046百万円は含めておりません。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金（*）	856,526	145,234	4,926	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－
借用金	2,016	822	329	2	2
社債	－	－	－	5,300	－
新株予約権付社債	－	－	－	2,967	－
合　計	858,543	146,056	5,255	8,269	2

（*）　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて記載しております。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06％から、平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.45％となります。この税率変更により、繰延税金資産は１百万円減少、繰延税金負債は３億27百万円減少、その他有価証券評価差額金は３億74百万円増加、退職給付に係る調整累計額は１百万円増加、法人税等調整額は50百万円増加しております。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　29百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）9名	当行の取締役（社外取締役を除く）9名	当行の取締役（社外取締役を除く）9名	当行の取締役（社外取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 116,000株	普通株式 176,000株	普通株式 174,000株	普通株式 178,000株
付与日	平成21年７月30日	平成22年７月30日	平成23年７月29日	平成24年７月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成21年７月31日～ 平成46年７月30日	平成22年７月31日～ 平成47年７月30日	平成23年７月30日～ 平成48年７月29日	平成24年７月28日～ 平成49年７月27日

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）7名	当行の取締役（社外取締役を除く）7名	当行の取締役（社外取締役を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 143,000株	普通株式 153,000株	普通株式 137,000株
付与日	平成25年７月29日	平成26年７月30日	平成27年７月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成25年７月30日～ 平成50年７月29日	平成26年７月31日～ 平成51年７月30日	平成27年８月１日～ 平成52年７月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	42,000株	103,000株	102,000株	172,000株
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	15,000株	20,000株	20,000株	30,000株
未確定残	27,000株	83,000株	82,000株	142,000株
権利確定後				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	15,000株	20,000株	20,000株	30,000株
権利行使	15,000株	20,000株	20,000株	30,000株
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	143,000株	153,000株	—
付与	—	—	137,000株
失効	—	—	—
権利確定	24,000株	26,000株	—
未確定残	119,000株	127,000株	137,000株
権利確定後			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	24,000株	26,000株	—
権利行使	24,000株	26,000株	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

②単価情報

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	―	―	―	―
付与日における 公正な評価単価	213円	159円	163円	137円

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	―	―	―
付与日における 公正な評価単価	169円	188円	221円

（注）１株当たりに換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（1）使用した評価技法　ブラック・ショールズ式

（2）主な基礎計数及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性（注1）	16.5%
予想残存期間（注2）	1.0年
予想配当（注3）	5.5円／株
無リスク利子率（注4）	0.01%

（注）1．平成26年7月21日から平成27年７月27日（予想残存期間に対応する過去期間）の株価実績に基づき算定しております。

2．取締役の平均在任期間から、すでに取締役として在任した期間を控除した期間をオプション期間とし、オプションは退任後ただちに行使されるものとして算定しております。

3．平成27年３月期の配当実績

4．予想残存期間に対応する国債の利回り

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	662円24銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	26円19銭

（重要な後発事象）

当行は、平成28年4月26日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第57期定時株主総会において必要な承認が得られることを条件に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議いたしました。その内容については以下のとおりであります。

1．株式併合

（1）株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重して、当行株式の売買単位である単元株式数を変更（1,000株から100株に変更）し対応することとし、一方で、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

（2）株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式、A種優先株式

② 併合の方法・比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 減少する株式数（普通株式）

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	92,578,366株
株式併合により減少する株式数	83,320,530株
株式併合後の発行済株式総数	9,257,836株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式数に株式併合の割合を乗じた理論値です。なお、現在、A種優先株式の発行はございません。

④ 株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

（3）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（4）新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当行発行の株式の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成28年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成21年６月26日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成22年６月24日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成23年６月24日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成24年６月28日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成25年６月26日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成26年６月26日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円
平成27年６月25日　取締役会決議 （当行の取締役（社外取締役を除く））	１円	10円

（５）第１回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

本株式併合に伴い、当行が発行した120％コールオプション条項付第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の転換価額を、平成28年10月１日以降、次のとおり調整いたします。

銘　柄	調整前転換価額	調整後転換価額
株式会社長野銀行 120％コールオプション条項付 第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	196円	1,960円

（６）株式併合の条件

平成28年６月24日開催予定の第57期定時株主総会において、本株式併合に係る議案および下記「３．定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

２．単元株式数の変更

（１）単元株式の変更の理由

上記「１　株式併合（１）株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

（２）単元株式数変更の内容

普通株式およびＡ種優先株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（３）変更日

平成28年10月１日

（４）単元株式数の変更の条件

平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会において、上記「１．株式併合」に関する議案および下記「３．定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

３．定款の一部変更

（１）単元株式数の変更

平成28年10月1日をもって、当行の全ての種類の株式（普通株式及びＡ種優先株式）の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

（2）発行可能株式総数・発行可能種類株式総数

平成28年10月1日をもって、当行の発行可能株式総数を３億株から3,000万株、普通株式の発行可能種類株式総数を３億株から3,000万株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数を１億株から1,000万株に変更いたします。

（3）定款の一部変更の条件

平成28年６月24日開催の第57期定時株主総会において、上記「1．株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とします。

4　株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年４月26日
定時株主総会決議日	平成28年６月24日（予定）
1,000株単位での売買最終日	平成28年９月27日（予定）
100株単位での売買開始日	平成28年９月28日（予定）
株式併合の効力発生日	平成28年10月１日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年10月１日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成28年10月１日（予定）

5　当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の当事業年度における１株当たり情報は以下のとおりであります。

１株当たりの純資産額	6,622円41銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	261円95銭